|  |  |
| --- | --- |
| 高知県高性能林業機械等整備事業事務取扱要領  第１　「略」  「削除」  第２　事業計画の作成  １　事業計画書  　　（１）事業計画書  　　　　県要綱別表第１に定める事業区分のうち、１から３の事業を実施しようとする補助事業者の長は、別記第１号様式による高知県高性能林業機械等整備事業計画書（以下「事業計画書」という。）を、所長を経由して知事に提出しなければならない。  　　　なお、県要綱別表第１の事業区分のうち１、２の補助事業者の長は、事業主体と十分な調整を図り、事業の利害関係者並びに受益範囲の林業関係団体及び関係行政機関等の意見を聴取したうえで提出するものとする。  　　　　また、県要綱別表第１の事業区分のうち１の事業の場合は、①及び②の資料を、２及び３の事業の場合は②のうちオ以外の資料を添付のうえ提出するものとする。  　　　①費用対効果分析報告書（別記第２号様式）  　　　②共通基礎資料  　　　　ア　事業費の積算基礎（設計書、カタログ、見積書等）  　　　　イ　事業主体の規約（定款）  　　　　ウ　施設等の管理運営規程  　　　　エ　機種選定の基礎、理由（特定機種を導入する場合）  　　　　オ　費用対効果分析報告書の基礎（収支・利用・生産計画、原価計算を含むこと。  　　　　カ　収支及び利用の実績（財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）を含む決算報告書等）  　　　　キ　アからキまでに揚げるもののほか、必要な資料  　　（２）～（３）　【略】  ２　【略】  第３　実施設計  １～３　【略】  第４　事業の実施  １～３　【略】  ４　市町村以外の事業主体が締結する契約（新規参入者への導入等支援）  【略】  　 （１）入札及び契約  入札及び契約にあたっては競争性公平性を確保して実施する事とし、第４の２の（１）から（３）を参考に実施すること。なお、次のアからキまでに該当する場合には２人以上のものから見積書を徴収し、随意契約により契約できるものとする。ただし、計画額が３０万円を超えないときは単独の見積もりでも可とする。  　　ア～キ　【略】  ５　事業主体が締結した契約書の提出  　　　　県要綱別表第１の事業区分のうち１及び２の事業の場合は、事業主体の長は、契約を締結したときは遅滞なく入札・見積記録（別記第５－２号様式）を作成し、請負等契約書の写しを添えて補助事業者の長に提出するものとする。  ６～９　【略】  第５　補助事業者及び県の事業実施上の指導監督と検査  １　【略】  ２　検　査  （１）　【略】  （２）検査方法  　　　補助事業者の長又は所長から命じられた検査員は、第５の９の(1) の報告書類等に基づき、事業の成果物、経理事務の状況、補助事業に係る規定に基づく事務手続き等について検査を行い、県要綱別表第１の事業区分１、２及び３の事業については検査内容一覧表（別記第10号様式）を作成するものとする。  （３）手戻り工事の負担額  　　　工事の完成前（施行中）に、一度実施した工事が天災その他の不可抗力により被災し、再度工事を実施する時の、その被害額のうち事業主体の負担となる額については、「林道施設災害復旧事業取扱要領（昭和34年７月30日付け34林野指第5683号林野庁長官通達）」５の（３）に準じるものとする。  第６　利用効果  　１　達成状況調査報告  　　　（１）定期報告  　　　　県要綱別表第１の事業区分のうち１、２及び３の事業の場合は、補助事業者の長は、事業を実施した年度から目標年度における計画の達成状況を調査し、達成状況調査報告書（別記第11号様式）により、その結果を所長に報告するものとする。報告を受けた所長は、所定の様式により当該結果の分析・評価を行うとともに事業の課題及び今後の対応等を整理して、各調査年度の翌年度の指定の期日までに知事に報告するものとする。  ①　林業・木材産業循環成長対策交付金に係るもの　　･･･7月末日  　　②　合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金に係るもの･･･5月末日  ③　県要綱別表第１の事業区分のうち３の事業に係るもの　･･･5月末日  　　　（２）　【略】  ２　利用効果調査（目標年度経過後の調査）　【略】  【削除】  ３　【略】  ４　施設等の利用及び経営の改善  　　（１）事業主体の利用効果の達成  　　　　県要綱別表第１の事業区分のうち１及び２の事業の場合は、事業実施主体の長は、整備した施設のうち事業計画において個々に設定した指標の目標値の達成状況が次のとおり低調である場合は、中小企業診断士（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第11条第１項の規定による登録を受けた者をいう。）等による経営指導並びに達成状況が低調な要因、推進体制及び施設の利用計画の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画を作成（以下、このことを「改善措置｣という。）し達成状況調査報告書にあわせて提出しなければならない。  　　　　ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、事業実施主体の責に帰することの出来ない予測不能な事態によるものを除く。  　　　①目標年度までの期間において、目標値の達成率が単年度で50ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満の場合  　　　②目標年度までの期間において、目標値の達成率が3年間連続して70ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満の場合  　　　③目標年度において目標値の達成率が70ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満である場合  　　（２）補助事業者及び県の経営管理指導  　　　　県要綱別表第１の事業区分のうち１及び２の事業の場合は、補助事業者及び県は、事業主体の長からの報告等により施設の利用状況及び収支状況を把握し、適切かつ具体的な経営指導及び助言等を行うものとする。  　　　　また、県要綱別表第１の事業区分のうち３の事業の場合は、県は、事業主体の長からの報告等により施設の利用状況及び雇用状況を把握し、適切かつ具体的な経営指導及び助言等を行うものとする。  　　　 なお、改善措置等を実施してもなお、目標の達成率が50ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満となった場合には、事業の中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行うものとする。  　　　　検討の結果、必要に応じて、事業の継続についての合理的な理由の有無につき審査し、理由がないと認められるときは、事業実施主体に対して補助金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。  　　（３）　【略】  第７　施設の管理運営  １～５　【略】  第８　【略】  附　　則  　１　この要領は、平成30年４月５日から施行する。  　２　この要領は、令和７年５月31日限りその効力を失う。ただし、この要領に基づき交付された補助金については、第６及び第７の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  附　　則  　１　この要領は、平成30年６月20日から施行する。  附　　則  　１　この要領は、平成30年12月25日から施行する。  附　　則  　１　この要領は、平成31年４月８日から施行する。  附　　則  　１　この要領は、令和元年６月17日から施行する。  附　　則  　１　この要領は、令和２年４月28日から施行する。  附　　則  　１　この要領は、令和３年４月１日から施行する。  附　　則  　１　この要領は、令和３年４月13日から施行する。  附　　則  　１　この要領は、令和３年７月８日から施行する。  附　　則  　１　この要領は、令和４年４月22日から施行する。  附　　則  　　　この要領は、令和５年４月27日から施行する。  附　　則  　　　この要領は、令和６年５月15日から施行する。    別紙１－１　【略】  別紙１－１－１～別紙１－１－２　【略】      第２号様式　【略】    第４号様式～第10号様式　【略】      （１）～（３）　【略】      「削除」  第14号様式～第18号様式　【略】 | 高知県高性能林業機械等整備事業事務取扱要領  第１　「略」  第２　補助事業の要件(県要綱別表第１の事業区分のうち、３の事業に該当）  　　　県要綱第５条第１項第９号の県内に木材加工施設を有する事業者等とは、原木を加工する施設（製材工場、集成材用ラミナ製造施設、木質バイオマス発電所や燃焼施設およびそれらの施設に供給するチップ工場等）又は原木を取りまとめ供給する者（原木市場、高知県森林組合連合会、高知県素材生産業協同組合連合等）をいう。  第３　事業計画の作成  １　事業計画書  　　（１）事業計画書  　　　　県要綱別表第１に定める事業区分のうち、１から３の事業を実施しようとする補助事業者の長は、別記第１号様式による高知県高性能林業機械等整備事業計画書（以下「事業計画書」という。）を、所長を経由して知事に提出しなければならない。  　　　なお、県要綱別表第１の事業区分のうち１、２の補助事業者の長は、事業主体と十分な調整を図り、事業の利害関係者並びに受益範囲の林業関係団体及び関係行政機関等の意見を聴取したうえで提出するものとする。  　　　　また、県要綱別表第１の事業区分のうち１の事業の場合は、①及び②の資料を、２の事業の場合は②のうちオ以外の資料を添付のうえ提出するものとする。  　　　①費用対効果分析報告書（別記第２号様式）  　　　②共通基礎資料  　　　　ア　事業費の積算基礎（設計書、カタログ、見積書等）  　　　　イ　事業主体の規約（定款）  　　　　ウ　施設等の管理運営規程  　　　　エ　機種選定の基礎、理由（特定機種を導入する場合）  　　　　オ　費用対効果分析報告書の基礎（収支・利用・生産計画、原価計算を含むこと。  　　　　カ　収支及び利用の実績（財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）を含む決算報告書等）  　　　　キ　アからキまでに揚げるもののほか、必要な資料  　　（２）～（３）　【略】  ２　【略】  第４　実施設計  １～３　【略】  第５　事業の実施  １～３　【略】  ４　市町村以外の事業主体が締結する契約（林業機械のレンタル）  【略】  　（１）入札及び契約  　　　入札及び契約にあたっては競争性公平性を確保して実施する事とし、第５の２の（１）から（３）を参考に実施すること。なお、次のアからキまでに該当する場合には２人以上のものから見積書を徴収し、随意契約により契約できるものとする。ただし、計画額が３０万円を超えないときは単独の見積もりでも可とする。  　　ア～キ　【略】  ５　事業主体が締結した契約書の提出  　　　　県要綱の別表第１の事業区分のうち１及び２の事業の場合は、事業主体の長は、契約を締結したときは遅滞なく入札・見積記録（別記第５－２号様式）を作成し、請負等契約書の写しを添えて補助事業者の長に提出するものとする。  ６～９　【略】  第６　補助事業者及び県の事業実施上の指導監督と検査  １　【略】  ２　検　査  （１）　【略】  （２）検査方法  　　　補助事業者の長又は所長から命じられた検査員は、第５の９の(1) の報告書類等に基づき、事業の成果物、経理事務の状況、補助事業に係る規定に基づく事務手続き等について検査を行い、県要綱別表第１の事業区分１及び２の事業については検査内容一覧表（別記第10号様式）を作成するものとする。  （３）手戻り工事の負担額  　　　工事の完成前（施行中）に、一度実施した工事が天災その他の不可抗力により被災し、再度工事を実施する時の、その被害額のうち事業主体の負担となる額については、「林道施設災害復旧事業取扱要領（昭和34年７月30日付け34林野指第5683号林野庁長官通達）」６の(４) に準じるものとする。  第７　利用効果  　１　達成状況調査報告  　　　（１）定期報告  　　　　県要綱別表第１の事業区分のうち１及び２の事業の事業の場合は、補助事業者の長は、事業を実施した年度から目標年度における計画の達成状況を調査し、達成状況調査報告書（別記第11号様式）により、その結果を所長に報告するものとする。報告を受けた所長は、所定の様式により当該結果の分析・評価を行うとともに事業の課題及び今後の対応等を整理して、各調査年度の翌年度の指定の期日までに知事に報告するものとする。  ①　林業・木材産業成長産業化促進対策交付金に係るもの　　･･･7月末日  　　②　合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金に係るもの･･･5月末日  【新設】  （２）　【略】  ２　利用効果調査  　　　（１）（目標年度経過後の調査）　【略】  （２）（再造林に関する調査）  県要綱の別表第１の事業区分のうち３の事業のうち再造林を行うことを条件に事業を行った場合は、再造林面積について、別記第13号様式により、再造林の完了した翌年度の５月31日までに所長を経由して、知事に報告しなければならない。  ３　【略】  ４　施設等の利用及び経営の改善  　　（１）事業主体の利用効果の達成  　　　　県要綱別表第１の事業区分のうち１の事業の場合は、事業実施主体の長は、整備した施設のうち事業計画において個々に設定した指標の目標値の達成状況が次のとおり低調である場合は、中小企業診断士（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第11条第１項の規定による登録を受けた者をいう。）等による経営指導並びに達成状況が低調な要因、推進体制及び施設の利用計画の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画を作成（以下、このことを「改善措置｣という。）し達成状況調査報告書にあわせて提出しなければならない。  　　　　ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、事業実施主体の責に帰することの出来ない予測不能な事態によるものを除く。  　　　①目標年度までの期間において、目標値の達成率が単年度で50ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満の場合  　　　②目標年度までの期間において、目標値の達成率が3年間連続して70ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満の場合  　　　③目標年度において目標値の達成率が70ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満である場合~~"~~  　　（２）補助事業者及び県の経営管理指導  　　　　県要綱別表第１の事業区分のうち１の事業の場合は、補助事業者及び県は、事業主体の長からの報告等により施設の利用状況及び収支状況を把握し、適切かつ具体的な経営指導及び助言等を行うものとする。  　　　 なお、改善措置を実施してもなお、目標の達成率が50ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満となった場合には、事業の中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行うものとする。  　　　　検討の結果、必要に応じて、事業の継続についての合理的な理由の有無につき審査し、理由がないと認められるときは、事業実施主体に対して補助金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。  （３）　【略】  第８　施設の管理運営  １～５　【略】  第９　【略】  附　　則  　１　この要領は、平成30年４月５日から施行する。  　２　この要領は、令和６年５月31日限りその効力を失う。ただし、この要領に基づき交付された補助金については、第７及び第８の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  附　　則  　１　この要領は、平成30年６月20日から施行する。  附　　則  　１　この要領は、平成30年12月25日から施行する。  附　　則  　１　この要領は、平成31年４月８日から施行する。  附　　則  　１　この要領は、令和元年６月17日から施行する。  附　　則  　１　この要領は、令和２年４月28日から施行する。  附　　則  　１　この要領は、令和３年４月１日から施行する。  附　　則  １　この要領は、令和３年４月13日から施行する。  附　　則  　１　この要領は、令和３年７月８日から施行する。  附　　則  　１　この要領は、令和４年４月22日から施行する。  附　　則  　　　この要領は、令和５年４月27日から施行する。  【新設】    別紙１－１　【略】  別紙１－１－１～別紙１－１－２　【略】    【新設】  第２号様式　【略】    第４号様式～第10号様式　【略】      （１）～（３）　【略】  【新設】      第14号様式～第18号様式　【略】 |